

## 講座指定申請前のチェックリスト《特定一般教育訓練》

### ～ パンフレット確認前に必ずチェックしましょう ～

指定申請を希望する講座について、以下の項目に「いいえ」と回答したものが一つでもある場合は、指定を受けられ  
ません。(ただし、\*を付した項目は、一部例外があります。)

詳細はHPに掲載の『教育訓練給付制度(特定一般教育訓練)の講座指定を希望される方へ(教育訓練施設向けパン  
フレット)』を必ず確認してください。

チェック項目	チェック欄	教育訓練施設向け パンフレット 参照頁
＜教育訓練実施者として満たすべき要件＞		
教育訓練実施者が、法人格を有している。*	はい・いいえ	p.7-8
教育訓練実施者が、教育訓練事業を1営業年度以上実施している。	はい・いいえ	p.7-8
教育訓練実施者が、受講者に対して修了証明書や領収書など給付手続きに必要な書類について適正な証明・発行を行うことができる。	はい・いいえ	p.10-12
＜指定を希望する教育訓練(講座)に関する要件＞		
(教育訓練目標、講座の実施体制等について)		
特定一般教育訓練給付指定講座資格コード表に記載のある資格・試験等を目標としている。*	はい・いいえ	p.12-17
【参考】特定一般教育訓練の対象講座指定要件 ①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ②情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目標とした課程 (ITSSレベル2以上の資格取得を目標とする課程) ③短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム		
修了認定基準が具体的に定められており、受講希望者に周知されている。	はい・いいえ	p.19-20
教育訓練を本人が受講し、修了するものであることを確実に確認でき、目標とする資格等の就職・在職率等を適切に把握するとともに、訓練効果を検証する体制が整備されている。	はい・いいえ	p.19-21
自社や特定の団体等に限らず広く労働者一般を対象とした講座である。	はい・いいえ	p.24
教育訓練経費が、すべての受講者に必須のもので必要最小限のものであり、入学金及び受講料の合計が、20,005円以上である。	はい・いいえ	p.24-25
----- (指定を希望する教育訓練(講座)に求められる実績について)		
[新規・再指定共通]		
当該講座の教育訓練目標の類型ごとに定められた実績を満たしている。 ①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 :受験率が80%以上、合格率が当該資格試験の合格率以上、就職・在職率が80%以上 ②情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目標とした課程:受験率が80%以上、合格率が当該資格試験の合格率以上、就職・在職率が80%以上 ③短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム :就職・在職率が80%以上	はい・いいえ	p.21-24
指定希望手続を行う日から遡って1年以内に、当該講座の修了者が1人以上いる。	はい・いいえ	p.21-22
[再指定のみ]		
前回指定適用日から再指定希望手続の受付開始日の属する月の翌月の末日までに特定一般教育訓練給付の支給実績があること。なお、支給実績がない場合、要因分析及びその改善策を提出することが必要。	はい・いいえ	p.21-22
----- (訓練期間・時間について)		
[通学制講座の場合]		
訓練期間が以下の時間数を満たす。 養成課程以外:訓練期間が1か月以上1年以内である。 養成課程:訓練期間が3年以内である。	はい・いいえ	p.17
訓練時間が類型ごとに定められた時間数を満たす。 ①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 :資格取得に必要な最短の訓練時間 ②情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル3相当以上の資格の取得を目標とした課程:50時間以上120時間未満 情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2相当以上の資格の取得を目標とした課程:50時間以上 ③短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム :60時間以上120時間未満	はい・いいえ	p.14-17
[通信制講座の場合]		
養成課程以外:訓練期間が3か月以上1年以内である。 養成課程:訓練期間が3年以内である。 ※資格取得に必要な最短の訓練時間・期間であり、法令により規定された最短の訓練期間となっている。	はい・いいえ	p.17-19

☆養成課程とは、国又は地方公共団体の認可書・指定を受けて実施される、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格試験の一部免除になる課程のことをいいます。